

契約締結後の公表

役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号）第 129 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名 | 千羽鶴糸通し作業等業務委託 |
| (2) 契約日 | 令和 8 年 5 月 28 日 |
| (3) 契約金額 | 29,700 円 |
| (4) 委託期間 | 令和 8 年 6 月 2 日から令和 8 年 7 月 22 日まで |

2 契約の相手方

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 所在地 | 水戸市笠原町 1370 番地の 1 |
| (2) 名称 | 水戸市精神障害者自立支援事業所ひだまり |
| (3) 管理者 | 相田 文江 |

3 契約の相手方とした理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条